

第8期介護保険料（案）について

第4回策定委員会の中で、13段階に変更する予定で、第8期介護保険料を積算する旨、ご説明させていただきました。しかしながら、その積算過程で、第7期所得段階の第8段階及び第11段階の介護保険料が上昇幅が大きくなってしまったことから、以下のとおり前回資料から介護保険料の設定の考え方を変更して、第8期介護保険料（案）を作成しています。

1 多段階設定について

第1号被保険者の所得段階別保険料の設定に当たっては、国は、標準とする段階設定を9段階に設定しておりますが、保険者（区市町村）の判断によりその所得段階の弾力化を可能としています。また、国の標準とする段階設定のうち、第7段階と第8段階を区分する基準所得段階が210万円に、第8段階と第9段階を区分する基準所得段階が320万円にされる見通しです。

本市の第7期介護保険事業計画における所得段階設定は、国の標準段階を基準として、本人住民税課税層の多段階を設定し、15段階としてきました。

これらのことを踏まえ、第7期と第8期の介護保険料の段階設定については、各段階ごとの上昇幅が改定に伴う上昇幅と原則同様になるよう、現在の基準額に対する調整率を維持しつつ、国の標準段階の基準所得金額を踏まえながら、引き続き15段階としました。【別紙1のとおり】

2 介護給付費準備基金の取り崩しについて

介護保険制度では、計画期間内に必要となる第1号介護保険料について、各計画期間における保険料で賄うことを原則としています。また、各保険者（区市町村）において、介護給付費準備基金を適正に取り崩し、第1号介護保険料の急激な上昇の抑制に充てることができます。

本市においては、現段階での令和2年度末における介護給付費準備基金の見込み残額が約3億2409万円となっております。

一方で、新型コロナウイルス感染症により、第8期の介護サービスの見込みが一部困難であった点や、令和2年度において介護認定事務が特例的な扱いとなっていたことから、意図しない給付の上昇等が想定されます。

このことから、第8期介護保険料の算定に当たっては、一定の基金残高を確保しつつ、令和2年度末の基金見込残高の約5割である1億6千万円を取り崩し、保険料の上昇の抑制（月額約180円）に充当する予定です。

3 低所得者に対する保険料の軽減について

第7期介護保険料については、令和元年10月の消費税率の引上げに伴い、税と社会保障の一体改革の一環として、所得段階第1段階から第3段階までの介護保険料について、それぞれ基準額に対して、0.2、0.25、0.05の軽減措置を講じています。

第8期介護保険料についても、同様の軽減措置を実施します。

4 その他（給付の見込みについて）

別紙のとおり、第8期の介護サービス別の見込みを算出しています。

【別紙2のとおり】